令和8年度伊予市中小企業者雇用支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、エネルギー価格高騰及び人件費上昇の影響を受けている伊予市内に事業所を有する中小企業者の負担軽減及び地域経済の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において、令和8年度伊予市中小企業者雇用支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、本市から令和8年5月7日付け令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）（以下「通知書」という。）による通知を受けているものをいう。

（補助対象者）

第3条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者とする。

⑴　市内に事業所を有し、現に事業を営んでいること。

⑵　補助金受領後も事業を継続する意思があること。

⑶　市税の滞納がないこと。

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに該当しないこと。

⑸　その他市長が不適当と認める者でないこと。

（補助金の額等）

第4条　補助金の額は、通知書に記載された課税人員に応じ、次表のとおりとする。

課税人員	補助金の額
1人から9人まで	30,000円
10人から19人まで	60,000円
20人から49人まで	90,000円
50人以上	120,000円

2　補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

（交付申請）

第5条　補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期間内に、令和8年度伊予市中小企業者雇用支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

⑴　事業概要書（別紙）

⑵　通知書の全部の写し

⑶　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、令和8年度伊予市中小企業者雇用支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2　市長は、必要があると認めるときは、交付決定に条件を付することができる。

（状況報告）

第7条　市長は、必要があると認めるときは、中小企業者に報告を求め、又は関係書類の提出を求めることができる。

（帳簿等の整備）

第8条　補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付に関する証拠書類、帳簿等を整備し、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条　市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　虚偽その他不正の手段により交付決定を受けたとき。

⑵　この要綱又は交付決定の条件に違反したとき。

⑶　その他市長が不適当と認めるとき。

（補助金の返還）

第10条　市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、令和8年度伊予市中小企業者雇用支援補助金返還通知書（様式第3号）により期限を定め、返還を命ずることができる。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

（この告示の失効）

2　この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた補助金に係る第 7 条から第 10 条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

令和8年度伊予市中小企業者雇用支援補助金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

伊予市長　様

申請者

郵便番号	〒
住所	
名称	
代表者職氏名	
電話番号	
担当者氏名	

下記のとおり、令和8年度伊予市中小企業者雇用支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1　申請額及び請求額　　＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　振込先

金融機関	銀行 金庫 農協	口座	フリガナ										
			名義人氏名										
	本店 支店 支所 出張所		種類	口座番号									
			1 普通 2 当座 3 その他（　　）										

3　添付書類

⑴　事業概要書（別紙）

⑵　伊予市から通知のあった令和8年5月7日付け令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の全部の写し

⑶　その他市長が必要と認める書類

4　誓約・同意事項（次の内容を確認し、□部分にレ点を付けること。）

私は、「令和 8 年度伊予市中小企業者雇用支援補助金」を申請するに当たり、次の内容について相違ないことを誓約・同意します。

□　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者で、本市から令和 8 年 5 月 7 日付け令和 8 年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）による通知を受けていること。 □　市内に事業所を有し、現に事業を営んでいること。 □　補助金受領後も事業を継続する意思があること。 □　市税の滞納がないこと。 □　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当しないこと。
□　企画振興部商工観光課が私の市税の納付状況を税務担当課に照会し、税務担当課がこれに回答することに同意します。 □　市長が必要と判断した場合、申請書類に記載された情報を他の官公署等に照会し、又は提供することについて同意します。
□　この申請書の記載内容は、全て事実と相違ありません。

別紙

事業概要書

1　主たる業種　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　資本金又は出資金　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　常時使用する従業員　＿＿＿＿＿＿人

4　伊予市内の事業所所在地及び名称

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第２号（第６条関係）

令和８年度伊予市中小企業者雇用支援補助金交付決定通知書

伊予市指令第　　号
年　　月　　日

様

伊予市長　　印

年　　月　　日付で申請のあった令和８年度伊予市中小企業者雇用支援補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　交付決定額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　交付条件

⑴　この補助金は、申請内容に基づき交付するものであること。

⑵　虚偽又は不正が判明した場合は、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を求めることがあること。

⑶　市長が必要と認める場合は、報告又は資料の提出を求めることがあること。

様式第3号（第10条関係）

令和8年度伊予市中小企業者雇用支援補助金返還通知書

第　　号
年　　月　　日

様

伊予市長　　印

下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1　返還額　　円

2　返還理由

3　返還期限　　年　　月　　日

4　返還方法